

独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構における
不適正な経理処理事案について

平成 26 年 3 月 28 日

農 研 機 構

農研機構における DNA 合成製品の納品の一部について、当該製品とは異なる研究用消耗品等が納入されていた事実が判明した。

外部委員（弁護士及び公認会計士）を含む調査委員会を設置し調査を行った結果を踏まえ、関与した研究職員及び代理店に対する厳正な処分を行うとともに、このような事態が生じることのないよう、再発防止策を講じることとした。

1 経緯

平成 25 年 10 月、農研機構に対する関東信越国税局の税務調査が行われ、その後、DNA 合成製品の納入において不適正な経理処理が行われている可能性があるとの指摘を受け調査を実施したところ、北海道農業研究センター及び動物衛生研究所北海道支所において、契約対象物品である DNA 合成製品とは異なる物品が納入されていた事実が判明した。

※DNA 合成製品とは、遺伝子解析等の目的で分子生物学的実験に使用する特殊用途のものであり、その塩基配列が個々に異なるという性格から、一定数量分を事前に契約した上で、研究の進捗に応じて発注・納品を行う方式がとられることがある。

2 調査方法

上記のような状況を受けて、外部委員（弁護士及び公認会計士）を含む調査委員会を設置し、DNA 合成製品を取り扱う代理店からの状況説明や書類の提出を受けるとともに、不適正な経理処理をした疑いのある研究職員に対して説明を求めるなどして、事実関係を確認した。

3 調査結果

平成 18 年度から 24 年度の間、北海道農業研究センター及び動物衛生研究所北

海道支所において、DNA 合成製品の納入とは別に、研究用試薬、ビーカー、パソコン等が一部納入されていること等が判明した。

本事案に関与した研究職員は、北海道農業研究センター3 名及び動物衛生研究所北海道支所 2 名の計 5 名（当時の所属）、不適正な支出は総額で約 197 万円、関与した代理店は 2 社であった。なお、私的流用を示す事実は認められなかった。

4 発生要因と再発防止策

(1) 発生要因

- ① 代理店の担当者と研究職員が直接に接触し、会計・検収部門を通さない取引があったことが、要因となっている。
- ② また、DNA 合成製品は、研究の進捗状況に応じた発注・迅速な納入が必要であるとともに、冷蔵品が中心で、目視による現品の確認が困難であったことも一因である。

(2) 再発防止策

特殊な物品等であっても、代理店を含む全ての取引業者と研究職員の直接的な取引の禁止を徹底するとともに、研究職員と会計・検収担当職員との間で、発注書と納品書、納品物の照合等の徹底を図るといった措置が、迅速かつ確実に行われるよう必要な体制を構築する。

5 関係者の処分等

3 月 26 日に、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構職員就業規則及び職員懲戒規程に基づき、懲戒処分として 1 名について停職 1 日[※]及び 2 名について戒告処分を行うとともに矯正措置（訓告 1 名、嚴重注意 1 名）を行ったほか、管理監督責任として研究所長に対し矯正措置として嚴重注意を行った。

また、代理店 2 社に対する 3 ヶ月間の指名停止措置を行った。

※ 国家公務員における俸給の月額額の 10 分の 1 5 ヶ月間の減給処分に相当

6 今後の対応

- (1) 調査結果を農林水産省等に報告し、適切に資金の返還等を実施する。
- (2) 契約年度を越えて納入が行われている取引に関し、引き続き調査を進め、その実態の早期解明を行う。